

**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく  
道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、  
貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画及び  
新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取  
に関する命令の一部を改正する命令について**

## **1. 背景**

令和 5 年通常国会において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 18 号。以下「改正法」という。）が成立し、令和 5 年 4 月 28 日に公布された。

改正法による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地域交通法」という。）における道路運送高度化事業に関する内容については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 220 号）に基づき、令和 5 年 7 月 1 日に施行することとされており、これに伴い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成 19 年内閣府令・国土交通省令第 2 号。以下「本命令」という。）について、所要の改正を行う必要がある。

## **2. 概要**

今般の改正法により、地域交通法の規定に条項ずれが発生することから、本命令について項ずれの手当を行うほか、形式的な改正を行うこととする。

## **3. スケジュール**

公 布：令和 5 年 6 月 30 日

施 行：改正法の一部の施行の日（令和 5 年 7 月 1 日）